

噴火警戒レベル2における警戒区域への例外的立入に係る安全対策

箱 根 町

1 基本方針

箱根山（大涌谷）の噴火警戒レベルが2の状態では、想定火口域周辺への立入を規制するが、立入規制区域内に施設を有する事業者は、施設内に保管する物品の管理や、施設・機器類の定期的な点検・保守が事業継続のため必要なことから、一定の条件下で、安全対策を講じた上で例外的な警戒区域内への事業者等の立入を認めるものとする。立入を許可する条件及び安全対策については本文書により箱根町の責任で実施するものとし、適宜箱根山火山防災協議会に所属する関係者からの助言を受けるものとする。

2 大涌谷周辺の地名等

別紙「大涌谷周辺地形図」

3 立入を認める地域

警戒区域及び大涌谷三叉路から警戒区域に至る県道734号線

4 立入を認める事業者等

園地内及び大涌谷源地内の施設等を保守管理するため、立入が真にやむを得ないと箱根町長が認めた事業者等

5 立入許可条件

以下のいずれか一つでも該当した場合、立入を許可しない。立入をした後に以下の事象が発生した場合は、原則として直ちに立入を中止し退避する。

(1) 火山の状況

ア 大涌谷周辺を震源とする火山性地震の増加（目安：24時間以内に1時間で5回以上）

イ 大涌谷周辺を震源とする規模の大きな火山性地震の発生（目安：24時間以内に駒ヶ岳観測点（神奈川県温泉地学研究所）の上下動最大振幅が1,000 μ m/s程度以上の火山性地震の発生）

ウ 24時間以内に浅部の低周波地震の発生

エ 24時間以内に火山性微動の発生

オ 急激な傾斜変動

- カ 蒸気井暴噴等の顕著な噴気活動の高まり
- キ 噴火の発生

注：本基準は現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直す可能性がある。

(2) 天候の状況

噴火警戒レベル2の状況ではレベル1に比べ噴火の可能性が高いことから、火山活動の状況が確認できないような天候や、速やかな退避行動の支障となるような天候での立入を認めないこととする。

- ア いずれかの警報の発表（大雨、暴風、大雪、暴風雪）
- イ 大雨警報は発表されていないが、時間雨量50mm以上あるいは累計雨量200mm以上の降雨中
- ウ 周辺に雷雲の接近または接近する予想（雷注意報の発表状況も要確認）
- エ 竜巻注意情報の発表（竜巻発生ナウキャストによる竜巻発生確度も参照）
- オ 台風や熱帯低気圧の接近により暴風域内に包含

(3) 霧等による視程不良のため目視等による監視ができない場合

(4) 園地内に設置した火山ガス自動計測装置のいずれかの計測値が注意情報レベルに到達（SO₂で5ppm以上、H₂Sで10ppm以上）し、30分間持続した場合

(5) 園地内に有害鳥獣が出没

6 立入可否の判断

(1) 立入開始前の判断

- ア 5の(1)については、箱根町が気象庁火山監視・警報センターに火山の活動状況を確認したうえで立入可否を決定するものとする。
- イ 5の(2)については箱根町が防災情報提供システムや気象庁ホームページで情報収集して判断する。また、適宜、横浜地方気象台若しくは気象庁予報課に連絡の上、助言を受ける。
- ウ 5の(3)については、箱根町が現地の火山監視員からの情報や気象庁等の監視カメラの状況を踏まえて判断する。また、適宜、気象庁火山監視・警報センターに連絡の上、助言を受ける。
- エ 5の(4)については、箱根町が庁舎内の端末で確認する。
- オ 5の(5)についてはゲートに配置した監視責任者が状況を把握する。

(2) 立入間の判断

- ア 5の(1)については、箱根町が気象庁火山監視・警報センターからの連絡に基づき、直ちに避難を指示する。

イ 5の(2)(3)については、立入開始前と同様とする。

ウ 5の(4)については、園地内の自動放送により、直ちに作業を中止して退避する。

エ 5の(5)については、立入事業者の配置した監視員の判断で、作業を続行あるいは中断、中止をする。

7 立入不許可の解除

前述の条件が該当しなくなった場合、5の(1)については気象庁火山監視・警報センターの連絡を受け、5の(2)～(5)については箱根町の判断により、解除時期を決定する。

8 立入事業者の安全対策

警戒区域内の立入にあたっては、以下の安全措置を講じ被害防止を図る。

(1) 大涌谷園地内

ア 立入時間

原則として9時から11時の2時間とする。細部は立入申請の都度、町と事業者との協議によるものとする。

なお、立入許可をした時間帯に立入ができず、その後同日内に立入が可能となる場合には、申請時間の変更を町と事業者で協議する。

イ 立入車両

自動車（トラックを含む。）とし、身体が直接車外に出る乗り物（オートバイ等）は認めない。

ウ 駐車場所

(ア) 作業する場所の近傍（路上や店舗前で可）に駐車する。

(イ) 避難する方向に頭側を向けて駐車する（いったんバックが必要な駐車要領は不可）。

エ 服装、装備

(ア) 被服は、作業服またはこれに準ずる服とし、転倒等による負傷予防に努める。

(イ) 靴は、走って避難ができるものに限る（ヒールやサンダルは不可）。

(ウ) 屋内外問わず、常時ヘルメットを装着する。

オ 火山監視体制

(ア) 作業に従事しない専属の火山監視員2名を配置する。

(イ) 作業場所が分散し火山監視員の声が届かない場合や、複数のグループに分かれて作業する場合、それぞれの場所に2名ずつ火山監視員を配置する。

(ウ) 火山監視員は作業する人に指示が出せる位置に立ち、火山の噴気、振動、異音、異臭などの監視に集中する。

自己位置から作業する人に声が届かない距離になった場合は、火山監視員は位置を移動して作業する人への連絡可能な状態を維持する。

(エ) 火山監視員は携帯電話をバイブレーションが感知できる状態で携帯し、気象庁、町、監視責任者からの連絡が常にとれる体制を保持する。

(オ) 緊急時に町が鳴らすサイレンを聞いた場合、躊躇せず作業する人に退避を指示する。

(カ) 火山監視員が町から電話連絡を受けた場合、直ちに退避する必要がある状況であるため、冗長な通話（例：退避の理由を聞く等）をせず作業する人への退避指示を優先する。

(2) 大涌谷源地及び自然研究路内

ア 立入時間

大涌谷園地内に同じ

イ 立入車両

作業準備場所までの移動車両について、大涌谷園地内に同じ

ウ 駐車場所

車両と作業場所が離れるため、作業中の人が最短時間で乗車できる位置に駐車するものとし、車両を大きな噴石から守れるような建物の裏等に駐車するよう努める。

エ 服装、装備

(ア) 各人がヘルメット、ガスマスク、ゴーグルを装着する。また、1名以上がガス検知器を装着する。

(イ) 足場の悪い場所を走っても捻挫しにくい安全靴等を着用する。

(ウ) 大涌谷源地で活動する場合は、原則として防護用楯等の厳重な防護手段を携行する。

オ 火山監視体制

基本的には大涌谷園地内に同じだが、作業する人の近傍に位置すると広く火山監視ができない場合、火山監視員と作業する人との連絡手段を確保（電話、トランシーバー等）する。

9 緊急時の情報伝達・連絡要領

(1) 6の(1)ア・イにより箱根町が立入不許可を判断した場合

町は、まず防災行政無線のサイレンを鳴らし、直ちに避難を開始させる。

その後、各火山監視員に個別の電話連絡をし、避難の開始、完了を把握する。

避難完了の連絡について、町から気象庁火山監視・警報センター及び県災害対策課に行う。

(2) 火山監視員が火山の異常状態を感じた場合

火山監視員はまず作業する人に退避指示を出し、次に監視責任者に退避を開始した旨を連絡する。監視責任者から町を経由し、気象庁火山監視・警報センターおよび県災害対策課に連絡する。

10 救出要領

何らかの事情により立入事業者が警戒区域から避難できない場合、連絡を受けた町は気象庁火山監視・警報センター、県災害対策課、神奈川県警察（危機管理対策課、小田原警察署）、箱根町消防、陸上自衛隊（東部方面混成団、第1高射特科大隊）等と情報共有し、速やかに対処方針を確立する。この際、初動の最も早い箱根町消防への出動要請を優先する。

また、立入事業者は付近の建物を活用して身体の安全を確保し、火山の状況を冷静に観察して無理な避難をせず、落ち着いて救出を待つ。安全確保のためやむを得ない場合、あらゆる手段を使って建物内への避難を試みる。

11 見直し規定

本対策に対する意見は随時聴取し、必要の都度見直し・修正を行うものとする。（担当：箱根町総務防災課防災対策室）

大涌谷周辺地形図

